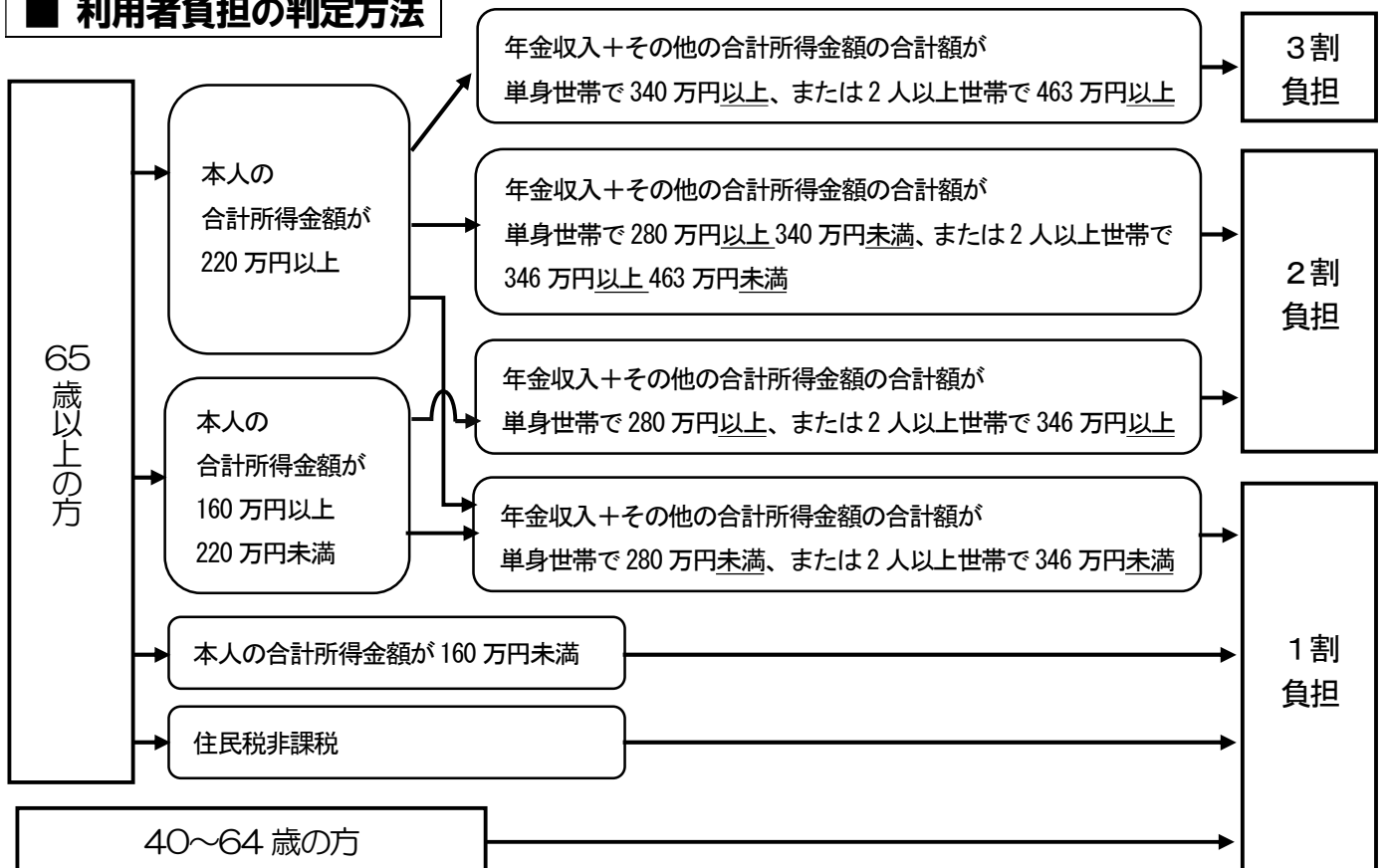


介護保険負担割合証

負担割合は、具体的にはデイサービス、ショートステイ、施設入所、福祉用具レンタル、福祉用具購入、住宅改修などの介護保険サービスを利用した場合の、食費や居住費を除く利用料に影響します。

■ 利用者負担の判定方法



※ここでいう「年金収入」とは、非課税年金は含みません。

■ お知らせ

※介護保険サービスを利用するときに持参しましょう

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの利用者負担割合を示す証明書になります。
サービス提供事業所に提示してください。

※対象となる期間は1年間です

負担割合証の有効期間は8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。負担割合は、あなたやあなたの世帯の前年の年金収入等によって決まりますので、毎年7月中に負担割合証をお送りする予定です。

※こんなときは、負担割合が変わる場合があります

□住民税の所得更正があった場合

所得更正によって、負担割合が変更された場合には、直近の8月まで遡って変更します。

□世帯の方に転出入等があった場合

世帯の方の転出入や死亡等により、負担割合が変更になった場合には、その該当日の翌月初日（該当日が1日の場合は、その月）から変更します。

□65歳になった場合

65歳になった方が2割負担又は3割負担になる場合、誕生月の翌月初日（誕生日が1日の場合は、その月）から変更します。

■ 問い合わせ

加茂市役所 長寿あんしん課

電話：0256-41-4032（直通）